

～主要な契約類型について改正前後の違いをポイント解説～ 民法（債権法）改正と契約実務の留意点

【日時】 2019年 7月2日(火) 14:00～17:00

【会場】 東京・平河町 厚生会館5階・青竹の間 【TEL】 03-3264-1241

【講師】 弁護士法人東町法律事務所 東京事務所 弁護士 木下 雅之 氏

1. 民法改正の理由と経緯
2. 契約書見直しの方向性と留意点
3. 取引基本契約（売買契約）見直しのポイント
 - ① 前文・目的条項の重要性
 - ② 瑕疵担保責任から契約不適合責任への変容と実務対応
 - ③ 解除条項（契約解除の要件の変更等）
 - ④ 危険負担条項
 - ⑤ 損害賠償条項（それぞれの立場に基づく損害賠償条項の定め方）
 - ⑥ その他の条項（遅延損害金・保証・契約更新）
4. 賃貸借契約見直しのポイント
 - ① 借入人の修繕権とこれに対する実務対応
 - ② 賃借物の一部滅失による賃料の減額等
 - ③ 賃貸人たる地位の移転
5. 業務委託契約見直しのポイント
 - ① 委託した業務内容の特定の重要性
 - ② 中途終了時の報酬の取扱い

【開催趣旨】

2017年5月に成立した改正民法は、2020年4月1日から施行される予定です。長年にわたり適用してきた企業の経済活動の基本法が120年ぶりに大きく変わることとなりますので、企業にとって重要な法改正であることは疑いがありません。契約実務との関係では、現行民商法が定める基本的ルールをベースに作成されている現在の契約書について、そのベースとなる民法の基本的ルールが変更される以上、改正後の基本的ルールの内容をまずはしっかりと理解したうえで、現在用いている契約書を改正後の基本的ルールに合わせるのか、それとも、改正後の基本的ルールとは異なる特約条項を定めておくべきかといった検討が不可欠となります。本セミナーでは、売買契約（取引基本契約）を中心に、具体例を交えながら契約書見直しのポイントを解説するとともに、賃貸借契約や業務委託契約などの見直しにあたっての留意点についても取り上げる予定にしています。

【講師紹介】

木下 雅之氏

2006年司法試験合格、2007年弁護士登録、同年東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所。上場企業および中小企業等の法律顧問として、会社法、労働法、独占禁止法、契約実務、債権回収、損害賠償など、企業が日々直面する問題について助言と対応を行っている。2016年より立正大学法学部非常勤講師。現在に至る。

●受講料● 1名（税込み、資料代含む）

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

- 正会員の登録の有無など、よくあるご質問（FAQ）は、当会ホームページでご確認いただけます。（〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕）
- お申込み後（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。
- お申込み後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- 最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。
- 本申込書をFAXでお送りいただく際は、ご使用のFAX機の使用法（O発信の有無など）をご確認の上、番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会

担当：福山 E-mail: fukuyama@bri.or.jp
〒102-0083
東京都千代田区麹町 5-7-2 MFRP 麹町ビル 2F
TEL 03-5215-3511 FAX 03-5215-0951

申込方法 ホームページからのお申込みが便利です。 <https://www.bri.or.jp>

企業研究会セミナー

191474-0309		2019.7.2	
申込書			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

【個人情報の利用目的】お客様の個人情報は、お申込受付後のご連絡やご請求等を行うため、また、ダイレクトメールの発送等、当会主催の各種事業をご案内するために利用させていただきます。